今治市集会所空調設備整備事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、自治会等が管理する集会所における空調設備の整備に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、選挙における投票所としての良好な環境を確保するとともに、災害時における避難所としての機能強化及び要配慮者を含む避難者の受入環境の向上を図り、併せて地域住民のコミュニティ活動の拠点としての利用環境の改善に資するため、当該補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　投票所　公職選挙法（昭和25年法律第100号）の規定により、国、県又は市が行う選挙のために設置される投票所をいう。

（２）　集会所　自治会等が管理する集会所であって、前号に規定する投票所に指定されているものをいう。

（３）　大ホール　集会所のうち、投票所として現に使用されている主たる室をいう。

（４）　空調設備　冷暖房のための機器をいう。

（補助対象施設）

第３条　補助金の対象となる集会所（以下「補助対象施設」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１）　補助金の交付決定時に前条第１号に規定する投票所として指定されていること。

（２）　前条第３号に規定する大ホールに空調設備が設置されていないこと、又は設置されている空調設備が故障し使用できない状態にあること。

（３）　災害時において、要配慮者及びペット飼育者を含む避難者の受入れに協力できること。

（補助対象事業）

第４条　補助金の対象となる事業は、補助対象施設を管理する自治会等が、補助対象施設の大ホールの空調設備を整備する事業とする。

（補助対象経費）

第５条　補助金の対象となる経費は、補助対象施設の大ホールに空調設備を設置するために必要な経費のうち、次に掲げるものとする。

（１）　空調設備の本体費及び設置工事費

（２）　既設の空調設備を撤去する場合における当該撤去に要する経費

（３） 空調設備の設置に伴う電気設備の改修に要する経費

２　大ホール以外の室（和室、洋室、給湯室その他の室）に係る空調設備の設置費用は、補助の対象としない。

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、補助対象経費に10分の10を乗じて得た額とする。ただし、その額が1,000,000円を超えるときは、1,000,000円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第７条　補助対象施設を管理する自治会等の代表者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、集会所空調設備整備事業補助金交付申請書（別記様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（１） 事業計画書

（２） 収支予算書

（３） 見積書

（４） 工事施工前の写真

（５） 空調設備の設置箇所を示した平面図

（６） 災害時における集会所の使用に関する確認書（別記様式第２号）

（７） 口座振込み届出書（別記様式第３号）

（８） その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第８条　市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、集会所空調設備整備事業補助金交付決定通知書（別記様式第４号）により、補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

（変更の申請）

第９条　補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容又は補助対象経費を変更する場合は、集会所空調設備整備事業補助金変更承認申請書（別記様式第５号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

２　市長は、前項の規定により申請があったときは、その適否を決定し、変更を承認する場合は、集会所空調設備整備事業補助金変更承認通知書（別記様式第６号）により補助事業者に通知するものとする。

（完了報告）

第10条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、工事完了届（別記様式第７号）を提出する

とともに、集会所空調設備整備事業実績報告書（別記様式第８号）に次に掲げる書類を添えて、補助事業が完了した日から起算して30日以内又は令和９年２月１日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

（１） 収支決算書

（２） 施工中及び完成写真

（３） 補助対象経費の額がわかる請求書又は領収書

（４） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条　市長は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、集会所空調設備整備事業補助金額確定通知書（別記様式第９号）により通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条　前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた者は、集会所空調設備整備事業補助金請求書（別記様式第10号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）

第13条　市長は、前条の規定にかかわらず、事業の実施上必要と認めたときは、補助金の一部又は全部を概算払することができる。

２　概算払の交付を受けようとする者は、集会所空調設備整備事業補助金概算払請求書（別記様式第11号）に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（決定の取消）

第14条　市長は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第15条　市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（書類の整備）

第16条　補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業の計画、執行及び収支に関する事項を明確にした書類及び帳簿を整理しておかなければならない。

（その他）

第17条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年10月１日から施行する。

（要綱の失効）

２　この要綱は、令和９年３月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定を受けている者に対しては、この要綱の規定は、なおその効力を有する。

別記様式第１号（第７条関係）

集会所空調設備整備事業補助金交付申請書

年　月　日

（宛先）今治市長

申請者
住　所
団体名
氏　名

このことについて、このたび　　集会所の空調設備を整備するため、今治市集会所空調設備整備事業補助金交付要綱第７条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

記

添付書類

１　事業計画書
２　収支予算書
３　見積書
４　工事施工前の写真
５　空調設備の設置箇所を示した平面図
６　災害時における集会所の使用に関する確認書（別記様式第２号）
７　口座振込み届出書（別記様式第３号）
８　その他市長が必要と認める書類

担当者 職（担当）・氏名 電話番号

別記様式第２号（第７条関係）

災害時における集会所の使用に関する確認書

年　　月　　日

（宛先）今治市長

申請者
住　所
団体名
氏　名

このことについて、集会所空調設備整備事業補助金の交付の申請にあたり、下記のとおり確認しました。

記

〇〇集会所について、災害時における要配慮者及びペット飼育者を含む避難者の受入に協力します。

別記様式第３号（第７条関係）

口座振込み届出書

年　月　日

申請者
住　所
団体名
氏　名

（支払方法）　口座振替

金融機関名 銀行 金庫 農協	支店 支所
口座名義人	フリガナ
預金種別 普通 当座	口座番号

添付書類
１　次のいずれかの書類
（１）　通帳の表紙及び１ページ目の写し
（２）　ATM カードの写し

別記様式第４号（第８条関係）

今治市指令記号第　　号

集会所空調設備整備事業補助金交付決定通知書

住　所
団体名
氏　名　　様

年　月　日付けをもって申請のあった　　集会所の大ホールに係る空調設備整備事業に要する経費に対し、　　年度において、次の条件をつけて金　　円を交付します。

年　月　日

今治市長

記

１　この補助金は、竣工検査完了後に交付する。
２　この補助金は、申請の目的である空調設備整備費以外に使用してはならない。
３　補助金の使途が適当でないと認めたときは、補助金の一部又は全部の返還を命ずることがある。
４　この補助金の使途については、市の監査を受けることがある。
５　事業完了後は、ただちに事業実績報告書、収支決算書及び関係書類を提出しなければならない。
６　事業決算額が申請額に達しないときは、補助金を減額することがある。
７　事業の内容を変更（軽微な変更を除く）したり、中止又は廃止する場合は、承認を受けること。
８　事業が予定期間内に完了しない場合、又は遂行が困難になった場合は、速やかに報告してその指示を受けること。

別記様式第５号（第９条関係）

集会所空調設備整備事業補助金変更承認申請書

年　　月　　日

（宛先）今治市長

申請者
住　所
団体名
氏　名

年　月　日付け今治市指令記号第　　号で交付決定の通知があった　　集会所の大ホールに係る空調設備整備事業について、下記のとおり変更したいので、この要綱第９条の規定により、その承認を申請します。

記

変更の理由

添付書類
１　事業計画書
２　収支予算書
３　見積書
４　変更理由書
５　変更箇所平面図

担当者 職（担当）・氏名 電話番号

別記様式第６号（第９条関係）

今治市指令記号第　　号

集会所空調設備整備事業補助金変更承認通知書

住　所
団体名
氏　名　　様

年　月　日付けで補助金変更承認申請のありました　　集会所の大ホールに係る空調設備整備事業に要する経費に対する補助金について、下記のとおり承認します。

年　月　日

今治市長

記

補助金申請内容の変更

ただし、　　年　月　日付今治市指令記号第　　号　空調設備整備事業補助金交付決定額　　円を、　　円へ変更するものとする。

別記様式第７号（第10条関係）

工事完了届

年　　月　　日

（宛先）今治市長

工事責任者
住　所
団体名
氏　名

下記のとおり事業が完了したのでお届けします。

記

事　業　名
工事請負者　　住　所
会社名
代表者
事業金額
契約工期
完了年月日
事業概要
備考

担当者
職（担当）・氏名
電話番号

別記様式第８号（第10条関係）

集会所空調設備整備事業実績報告書

年　　月　　日

（宛先）今治市長

住　所
団体名
氏　名

1　事業名
2　事業概要
3　竣工年月日　　年　月　日
4　工事請負者　　住　所
会社名
代表者
5　経費
6　工事責任者　　住　所
団体名
氏　名
7　添付書類
① 収支決算書
② 施工途中及び完成写真
③ 補助対象経費の額がわかる請求書又は領収書
④ その他市長が必要と認める書類

担当者 職（担当）・氏名 電話番号

別記様式第９号（第 11 条関係）

今治市指令記号第　　号
年　　月　　日

住所
団体名
氏名　　様

今治市長

集会所空調設備整備事業補助金額確定通知書

　　年　　月　　日付け今治市指令記号第　　号で交付決定の通知をした集会所空調設備整備事業補助金については、　　年　　月　　日付けで提出のあった実績報告書に基づき、下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

１　交付決定額　　金　　円

２　確　定　額　　金　　円

別記様式第10号（第12条関係）

年　　月　　日

集会所空調設備整備事業補助金請求書

（宛先）今治市長

請求者　住　所
団体名
氏　名

年　　月　　日付け今治市指令記号第　号で補助金交付額確定の通知があった補助金について、この要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金　　円

1	交付確定通知額	金	円
2	概算払受領済額	金	円
3	今回請求額	金	円

担当者
職（担当）・氏名
電話番号

別記様式第 11 号（第 13 条関係）

年　　月　　日

集会所空調設備整備事業補助金概算払請求書

（宛先）今治市長

請求者　住　所
団体名
氏　名

年　　月　　日付け今治市指令記号第　号で交付決定のあった補助金について、この要綱第13条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金　　円

1　交付決定額　　金　　円

2　既受領額　　金　　円

3　今回請求額　　金　　円

4　残　　額　　金　　円

5　概算払を必要とする理由

担当者 職（担当）・氏名 電話番号